

第7章 にいみ遺産の防災・防犯の推進

1. 防災・防犯の現状と課題

近年、地震・集中豪雨等による激甚災害が相次ぎ、それに伴う文化財の被害が多々報告されています。さらに、火災・盗難等の人為災害は突如発生し、文化財を損失してしまう恐れがあります。指定等文化財だけでなく、地域で守り伝えられてきた未指定文化財とその他のにいみ遺産を含めると、膨大な数がそうしたリスクにさらされています。

災害・犯罪を未然に防ぐためには、行政と地域が一緒になって防災・防犯意識を高めると同時に、文化財管理の方針を定め、文化財所有者などと共有することが課題です。以下に、本市における災害・犯罪の現状と課題を記載しました。

(1) にいみ遺産にかかる災害・犯罪の現状と課題

① 水害

本市には一級河川高梁川の源流があり、多くの支流を合わせて、瀬戸内海に注いでいます。古くから生活用水や水運に利用し、多大な恩恵を受けた一方で、大雨による水害も度々発生しました。近年は、平成30（2018）年7月の西日本豪雨、令和元（2019）年9月の集中豪雨災害があり以下の表に示すように、にいみ遺産にも影響がありました。



写真7-1 洪水浸線磨崖碑

表7-1 豪雨災害によるにいみ遺産への被害

災害	にいみ遺産	被害
平成21年6月豪雨災害	井倉洞【県】	落石
平成30年7月豪雨災害 (西日本豪雨)	井倉洞【県】	土砂流入
	鯉ヶ窪湿生植物群落【国】	土砂流出
	羅生門【国】	土砂流出

こうした災害に備え、防災対策や被災時の体制について早期に整えることが求められ、未指定文化財を含め、所有者や地域、消防署との連携を図っていくことが課題です。

② 土砂災害

市域には土砂災害警戒区域が 1,017 箇所あり、そのうち 610 か所が土砂災害特別警戒区域に指定されています。「新見市防災マップ」では、土砂災害危険箇所など災害発生のおそれがある区域が示されています。これに基づく本市の指定等文化財の災害リスクは、表 7-2 のとおりです。一方、未指定文化財に関しては、「新見市防災マップ」に含まれていないため、位置や状態を把握したうえで、ハザードマップに照らし合わせ、災害リスクを確認しておくことが必要です。



写真 7-2 新見市防災マップ

表 7-2 ハザードマップ上の指定等文化財

危険地区の名称	指定・登録	文化財名
山腹崩壊危険地区	県指定	野田山遺跡、六角石幢
	市指定	法華山観音堂、石造観音寺五輪塔、舍利宝塔、如意輪観音座像、神額、太刀直胤、愛宕山横穴群
土砂災害警戒区域	県指定	満奇洞、石造延命地蔵(昼間地蔵)
	市指定	道しるべ「こんひら、たいしゃく、ふきや」、木造阿弥陀如来座像(湯川寺)、木造頂相座像、木造地蔵座像、木造阿弥陀如来座像(金光寺)、萬歳の泉、絹掛の滝、ほおのき原のホオノキ、日吉神社の夫婦樅、利済寺の夫婦力ヤ、善江院のイチヨウ、クシバタンボボ、大野部の西条柿、大栗のクワ、谷垣内の双椿、ツバキ群落、大佐神社本殿、大佐神社の杉並木、石造石蟹五輪塔
	国登録	竹本家住宅主屋、竹本家住宅長屋及び米蔵、戸田家住宅主屋
崩壊土砂流出危険地区	市指定	塩山城跡・脇嶽、明石神社社叢のうち御神木と杉並木 12 本、護王穴

③地震

近年の地震災害では、平成 12（2000）年に発生した鳥取県西部地震があります。本市では震度 5 強を観測し、重要文化財の木造千手観音両脇士像が破損しました。

本市において、今後大きな被害をもたらす地震とされるのは「鳥取県西部地震」と「南海トラフ地震」です。液状化の危険性、家屋の倒壊等の危険性が指摘されており、にいみ遺産に関しても、防災設備の整備が課題です。

表 7-3 今後新見市に被害を及ぼす可能性がある地震

地震名	マグニチュード	最大震度階級
鳥取県西部地震	7.3	6 強
南海トラフ地震	9.0	5 強

出典：新見市地域防災計画（震災対策編）より作成

④火災

昭和 13（1938）年に発生した火災は「昭和 13 年の大火」と言われ、市街地の家屋 277 棟が焼失したほか、新見藩と関係が深い船川八幡宮、雲居寺などの寺社も焼失しました。

にいみ遺産は火災によりき損すれば、歴史的価値が失われ、再び元通りに回復させることが非常に難しいため、普段から防火訓練を実施し、火災などに対する意識を高めることが必要です。

⑤盗難・損壊

地域住民の減少・高齢化が進み、管理の担い手が不足して、目が行き届かなくなったりにいみ遺産が少なくありません。さらに無住の寺社も多く、犯罪の抑止力が低下し、盗難のリスクを抱えています。こうした中で、防犯設備の充実や警察署との連携を図ることが必要ですが、定期的な巡回ができていない、にいみ遺産が多いことも課題です。

(2) 災害・防犯に対する課題の整理

以下に、本市のにいみ遺産に関する災害・犯罪の歴史や現況から課題を抽出しました。

- ①地域や所有者、関係各所との防災・防犯体制が整っていない。
- ②未指定文化財とその他にいみ遺産の災害リスクについて未確認である。
- ③にいみ遺産の多くが防災設備に関して不十分である。
- ④防火訓練の実施ができていないにいみ遺産が多い。
- ⑤防犯設備が整っていないにいみ遺産が多い。
- ⑥にいみ遺産の定期的な巡視が行われていない。

2. にいみ遺産の防災・防犯に関する方針

(1) 方針の根幹となるガイドライン

①文化庁のガイドライン

「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（令和2（2020）年12月改定）、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（令和元（2019）年9月）及び「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（令和元（2019）年12月）が定められています。

これらのガイドラインを活用し、防火設備の整備、訓練の充実など防火対策について検討します。

②岡山県文化財保存活用大綱

県では令和元（2019）年11月、「岡山県文化財保存活用大綱」の中で文化財の災害予防にかかる基本的な方針をまとめています。さらに、「文化財所有者のための防災マニュアル」を策定し、水害、地震、防火・防犯等の対策を記載しています。また、近年には「岡山県文化財災害対応マニュアル」を策定し、火災・地震・風水害・盗難・盗掘への対応を示しています。

本大綱に基づき、本市の地域特性を考慮しながら、にいみ遺産の災害予防や防犯への対策を検討します。

③新見市地域防災計画

本市では災害対策基本法（昭和36（1961）年）第42条の規定に基づき、「新見市地域防災計画」を令和5（2023）年3月に策定しました。第8節「各種災害予防対策」第15項に

「文化財の保護」を設定し、「文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る」としています。

地域計画においても「新見市地域防災計画」に準拠しながら、具体的な対応策を検討し、有事の際に迅速な対応をとれるような方針や措置を講じることとします。

(2) 防災・防犯に関する方針

以上のガイドライン等に基づき、1で掲げた現状の課題も踏まえて、本市におけるにいみ遺産の防災・防犯に関する方針は以下のとおりとします。

①防災・防犯体制整備の推進	②防災マップの作成と周知
③防災設備の整備促進	④防火訓練の実施
⑤防犯設備の整備促進	⑥巡回活動の推進

本市では、急激な人口減少、高齢化により、所有者や管理者、所在地の地域住民が総がかりでにいみ遺産を守っていく体制づくりが急務です。さらに、災害時には関係者以外の地域住民についても、情報発信などの方法で文化財保護の一翼を担うことが求められています。

3. にいみ遺産の防災・防犯に関する措置

にいみ遺産の防災・防犯に関する具体的措置の計画を以下に示します。

措置	措置の概要	取組主体				実施時期			
		地域	所有者	専門機関	支援団体	行政	前期	中期	後期
14 防災・防犯体制整備の推進	にいみ遺産リストを活用し、消防や警察、地域など関係団体と共有し、災害や盗難などに備える体制整備を進める。	△	○	-	△	◎			
15 防災マップの作成と周知	にいみ遺産及び災害に対する危険性をあらかじめ把握し、にいみ遺産防災マップを作成し、周知を図る。	△	○	△	-	◎			
16 防災設備の整備促進	建造物などの防災のため、自動火災報知設備や消火設備などの設置を促進する。	○	○	-	△	○			
17 防火訓練の実施の推進	文化財に対する防火意識を高めるため、文化財防火データなどの防火訓練実施を所有者等に呼びかける。	○	◎	-	-	○			
18 防犯設備の整備促進	にいみ遺産の防犯のため、防犯カメラなどの整備を促進する。	○	○	-	△	○			
19 巡視活動の推進	にいみ遺産の現状を定期的に把握するため、リストを関係団体と共有し巡回活動を推進する。	○	○	-	○	◎			

◎：主体となって取り組む ○：連携を行う △：連携体制を整えておく ■：期間中に実施する - - - : 恒常的に行う

4. にいみ遺産の災害時の連携体制

災害時には、にいみ遺産の所有者や地域の人々の安全を優先させながら、可能な限りにいみ遺産の被害状況を早期に確認し、県に報告します。平成 26（2014）年には、県教育庁文化財課に事務局を置く「岡山県文化財等救済ネットワーク」が設立されています。同ネットワークは、災害時に、大学、博物館、行政機関等の関係団体が連携して、文化財等の被災情報を収集、集約し情報提供を行うなどの役割をもっています。災害に備え、同ネットワークとの効果的な連携体制を構築し、専門家等の指導や助言を受けます。

さらに、大規模災害の場合には岡山県を通して文化財防災センターの支援を仰ぎ、文化財レスキューや文化財ドクターの派遣など救援要請して被災文化財に対応したいと考えます。

被災後にはまず必要とされるのは被災状況の把握です。それには平時からの備えが必要で、所有者だけでなく、地域住民と協力し、いざというときに情報共有できる地域のネットワークづくりを推進していきます。

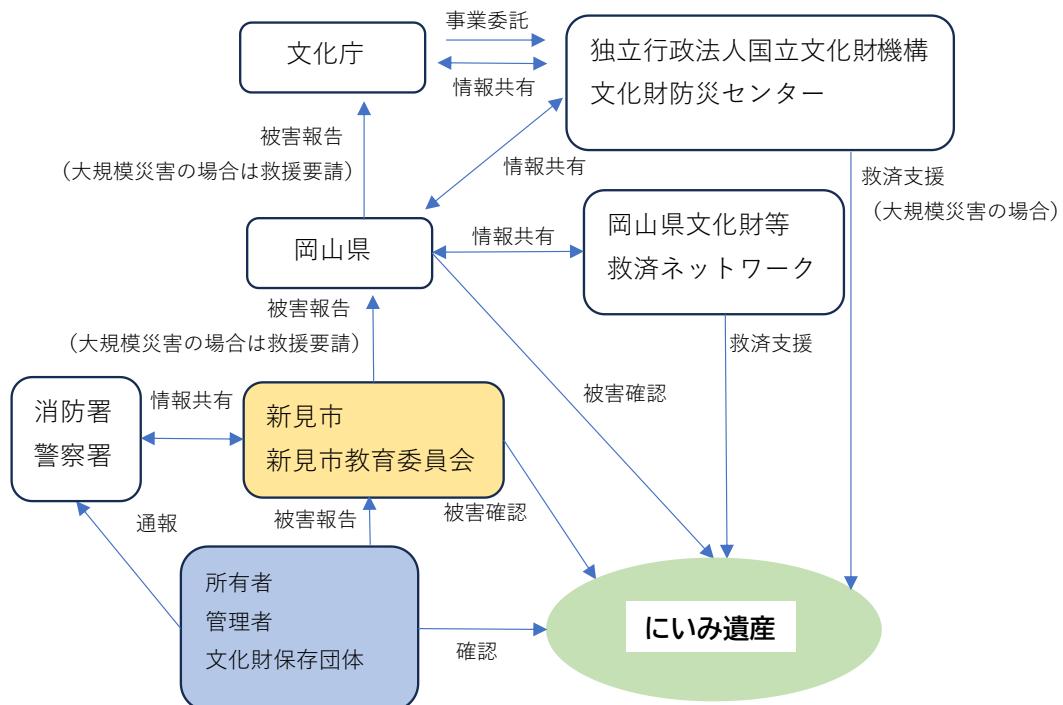


図 7-1 災害時における連携体制